

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	今後の経済産業施策に関する主な課題
著者 / 所属	高野 智子 / 経済産業委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	443号
刊行日	2022-2-18
頁	132-148
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/rip_pou_chousa/backnumber/20220218.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

今後の経済産業施策に関する主な課題

高野 智子

(経済産業委員会調査室)

1. 我が国経済の動向と成長戦略
 - (1) 最近の経済動向
 - (2) 「新しい資本主義」と成長戦略
2. 産業政策・中小企業政策
 - (1) サプライチェーン強靱化
 - (2) 経済安全保障をめぐる動き
 - (3) コロナ禍における中小企業支援
 - (4) 賃上げ促進施策
3. 通商政策
 - (1) 地域経済連携協定をめぐる動き
 - (2) ビジネスと人権
 - (3) 貿易保険法の改正
4. エネルギー政策
 - (1) 第6次エネルギー基本計画の策定
 - (2) 新基本計画を踏まえた制度整備
 - (3) 産業保安規制の見直し

本稿では、今後の経済産業施策に関し、第208回国会内閣提出予定法律案に関するものを中心としつつ、その主な課題について概述する。

1. 我が国経済の動向と成長戦略

(1) 最近の経済動向

2022年1月17日に閣議決定された「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」によれば、「我が国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にあるが、2021年9月末の緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は、厳しい状況は徐々に緩和されており、このところ持ち直しの動きがみられる」とされる。実質GDP成長率は、

戦後最大の落ち込みとなった2020年度の反動もあり、2021年度は2.6%程度で、2021年度中に感染拡大前の水準を回復することが見込まれるとするが、一方で、新型コロナウイルス感染症の内外経済への影響、供給面での制約、原材料価格の動向などが下振れリスクとして挙げられている。

図表 1 政府経済見通しの概要

	2019年度 実績	2020年度 実績	2021年度 実績見込み	2022年度 見通し
実質GDP (成長率)	550.6兆円 ▲ 0.7%	525.7兆円 ▲ 4.5%	539.3兆円 2.6%	556.8兆円 3.2%
名目GDP (成長率)	557.3兆円 0.2%	535.5兆円 ▲ 3.9%	544.9兆円 1.7%	564.6兆円 3.6%

(出所)「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(2022年1月17日閣議決定)等より作成

物価についてみると、世界的なエネルギー・資源価格の上昇¹と円安傾向により、企業物価指数は2021年12月に前年同月比8.5%増(速報値)²を記録するなど上昇傾向にある。一方で、2021年12月の消費者物価指数(生鮮食品を除く総合)³は前年同月比0.5%増と低く抑えられているが、これは2021年に携帯電話各社が大幅値下げを実施して携帯電話通信料が前年同月比▲53.6%となっていることが大きく、それを除くと上昇傾向にある。2022年1月に公表された日本銀行「経済・物価情勢の展望」は、消費者物価指数の前年比について、「当面、エネルギー価格が上昇し、原材料コスト上昇の価格転嫁も緩やかに進むもとで、携帯電話通信料下落の影響も剥落していくことから、振れを伴いつつも、プラス幅を拡大していくと予想」しており、2022年度の見通しを1.1%程度と見込んでいるが、コストプッシュ型の物価上昇は景気を減速させる可能性もあり、成長と分配(賃金上昇)と期待インフレ率上昇の好循環によるデフレ脱却をいかに実現するかが課題となる。

(2)「新しい資本主義」と成長戦略

ア 「新しい資本主義実現会議」の創設

岸田内閣総理大臣は、第205回国会の所信表明演説(2021年10月8日)において「新自由主義的な政策は、富めるものと富まざるものとの深刻な分断を生む弊害が指摘されている。世界では、健全な民主主義の中核である中間層を守り、気候変動などの地球規模の危機に備え、企業と政府が大胆な投資をしていく新しい時代の資本主義経済を模索する動きが始まっている。我が国において「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした「新しい資本主義」の実現を目指し、あらゆる政策を

¹ 例えば、WTI原油先物価格の2021年年初の終値は1バレル47.62米ドルだったものが、2022年1月25日の終値は85.6米ドルとなり、8割程度上昇している。

² 日本銀行「企業物価指数(2021年12月速報)」(2022.1.14)

³ 総務省「2020年基準消費者物価指数 全国 2021年12月分及び2021年平均」(2022.1.21)

総動員する」旨表明し⁴、これを受けて、新しい資本主義のビジョンの具体化のため「新しい資本主義実現会議」が創設された⁵。同会議は、当面、岸田内閣が最優先で取り組むべき施策を整理した「緊急提言」を11月8日に公表し、その中で成長戦略と分配戦略がそれぞれ示されたが、経済産業施策に関係する主なものは図表2のとおりである。

図表2 新しい資本主義実現会議「緊急提言」の項目（経済産業関係）

成長戦略	分配戦略
<p>【科学技術立国の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ライフサイエンス分野の強化 ・ 利用料の透明化によるキャッシュレス利用環境の整備 ・ 蓄電池の国内生産、水素ステーション・充電設備の整備、電動車の普及促進による自動車の電動化の推進と事業再構築 ・ クリーンエネルギー戦略の策定 <p>【スタートアップの徹底支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スタートアップを生み出し、規模を拡大する環境の整備 ・ 公正な競争を進めるための競争政策の強化 ・ デジタル広告市場の透明化・公正化の推進 <p>【デジタル田園都市国家構想】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の中小企業のDXの面的・一体的な推進 <p>【経済安全保障】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略技術・物資の特定、技術の育成、技術流出の防止等に向けた取組の推進 ・ 先端半導体に関する国際共同開発支援と半導体工場の我が国への立地支援、国内拠点工場の刷新 ・ 次世代データセンターの地方分散・最適配置の推進 	<p>【民間部門の分配強化に向けた支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業環境に応じた賃上げの機運醸成 ・ 労働移動の円滑化と人的資本への投資の強化 ・ 大企業と中小企業の共存共栄を目指した、取引適正化のための監督強化、産業界への働きかけ強化 ・ 事業再構築・事業再生の環境整備

（出所）新しい資本主義実現会議「緊急提言」（2021年11月8日）より作成

イ クリーンエネルギー戦略

上記の所信表明演説においては、成長戦略の一つとして、地球温暖化対策を成長につなげるクリーンエネルギー戦略を策定する方針が示された。

我が国においては、菅内閣総理大臣（当時）が、2020年10月に2050年カーボンニュートラルの実現を宣言し⁶、2021年4月に2030年度の温室効果ガスの排出を2013年度比で46%削減を目指すことを表明した⁷。また、2020年12月に「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定され（2021年6月に更なる具体化）（以下「グリーン成長戦略」という。）、2021年10月にエネルギー基本計画（4.（1）参照）が閣議決定されたが、グリーン成長戦略、エネルギー基本計画とクリーンエネルギー戦略の関係については、図表3のとおり整理されている。

2022年1月18日には、総理大臣官邸において「「クリーンエネルギー戦略」に関する有識者懇談会」が開催され、岸田総理大臣より、本戦略については、経済産業大臣の取り

⁴ 第205回国会参議院本会議録第2号4頁（2021.10.8）

⁵ 従来の成長戦略会議は2021年10月15日に廃止され、廃止前に行われた検討等は、新しい資本主義実現会議に引き継ぐこととされた。

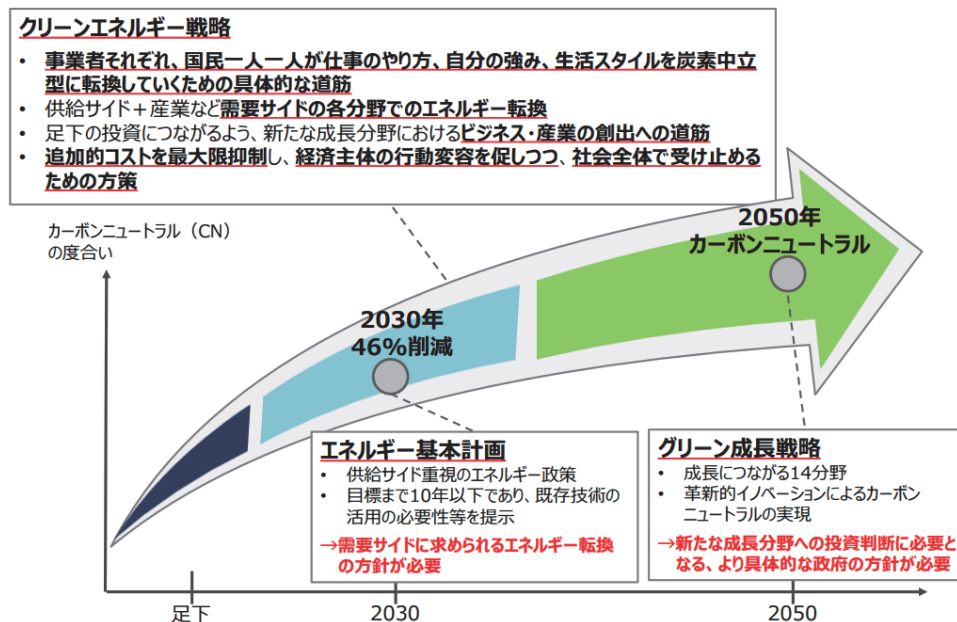
⁶ 第203回国会参議院本会議録第1号4頁（2020.10.26）

⁷ 外務省「菅総理大臣の米国主催気候サミットへの出席について（結果概要）」（2021.4.22）〈https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/ch/page6_000548.html〉（以下、本稿におけるURLの最終アクセスの日付はいずれも2022年1月26日である。）

まとめの下、環境大臣と共に、①送配電インフラ、②蓄電池、③再生可能エネルギー（再エネ）始め水素・アンモニアなど非炭素電源、④安定、低廉かつクリーンなエネルギー供給の在り方、⑤需要側の産業構造転換や労働力の円滑な移動、⑥地域における脱炭素化、⑦ライフスタイルの転換、⑧資金調達の在り方、⑨カーボンプライシングなどの論点に方向性を示し、新しい資本主義実現会議に報告するよう指示があった。また、当該指示では、特に、地域における脱炭素化やライフスタイルの転換については環境大臣において検討し、我が国の経済社会を炭素中立型にしていくという歴史的な変革を実現するためには、政府一丸となった検討と実行が必要とも言及されている。

経済産業省は、産業構造審議会小委員会と総合資源エネルギー調査会小委員会の合同会合⁸においてクリーンエネルギー戦略の検討を行っており、2022年6月頃の取りまとめを目指しているとされる。

図表3 クリーンエネルギー戦略のコンセプト



(出所)「クリーンエネルギー戦略」に関する有識者懇談会（2022.1.18）配付資料2

2. 産業政策・中小企業政策

(1) サプライチェーン強靱化

新興国の経済成長とこれに伴う国際分業体制の多様化が進展する中、重要な物資の他国依存とこれに伴う供給途絶リスクが指摘されており、また、コロナ禍において実際にこうしたリスクが顕在化している。

このことから、世界各国において重要物資のサプライチェーン強靱化に向けた取組が進められているところ、我が国では、高性能な半導体の生産能力の確保が産業基盤の強靱化、

⁸ 産業構造審議会「グリーントランスフォーメーション推進小委員会」・総合資源エネルギー調査会「2050年カーボンニュートラルを見据えた次世代エネルギー需給構造検討小委員会」合同会合

戦略的自律性・不可欠性の向上の観点から喫緊の課題であるとして、第207回国会において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律及び国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法の一部を改正する法律案」が提出され、2021年12月20日に成立した。同法は、先端半導体の生産施設整備及び生産に関する計画認定制度を創設した上で、認定計画の実施に必要な資金を国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）に設置した基金から助成等するものであり、令和3年度補正予算には、基金造成のための予算として6,170億円が計上されている。今後、2022年3月末までに法律が施行され、半導体受託製造世界最大手のTSMC⁹が熊本県に建設する工場が第一号案件となり、数千億円の助成が行われる見込みと報道されているが¹⁰、このような措置が、我が国の半導体産業の発展及び半導体サプライチェーンの再構築並びに国民の生活の向上に資するものとなるか注視していく必要がある。なお、半導体については、令和3年度補正予算に国内半導体製造工場の刷新・増強のための設備投資を支援するための予算470億円も計上されている。

また、コロナ禍において、ワクチンを国内で開発・生産できる力を持つことは、国民の健康保持への寄与はもとより、外交や安全保障の観点からも極めて重要であることが認識されたが、我が国では革新的なワクチンの製造拠点は限られており、ワクチン製造に必要な部素材の多くは輸入に依存している状況である。このため、令和3年度補正予算には、「ワクチン生産体制強化のためのバイオ医薬品製造拠点等整備事業」（2,273.8億円）が計上されている。同事業により、今後の変異株や新たな感染症への備えとして、平時は企業のニーズに応じたバイオ医薬品を製造し、有事にはワクチン製造へ切り替えられるデュアルユース設備の導入支援やワクチン製造に不可欠な製剤化・充填設備、医薬品製造に必要な部素材等の設備への支援を異例の規模と内容で行うこととしている。

（2）経済安全保障をめぐる動き

近年、米中対立の激化を背景に、経済安全保障の重大性への認識が高まり、世界各国において、産業基盤の支援、機微技術の流出防止、輸出管理強化等の経済安全保障に関する施策が推進・強化されてきている¹¹。我が国においても、2021年10月4日に発足した岸田内閣において経済安全保障担当大臣が置かれ、第208回国会には「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律案」が内閣提出予定とされている。同法律案には、重要物資のサプライチェーン強靱化に向けた新制度の導入のほか、電力・ガスを含む基幹インフラ機能の安全性・信頼性の確保、官民で重要技術を育成・支援する枠組み、安全保障上機微な発明に関する特許非公開制度の導入等が盛り込まれる方向である。今後、経済産業施策において経済安全保障の観点の重要度が強まっていくと考えられる。

⁹ 「Taiwan Semiconductor Manufacturing Company Limited」の略称であり、台湾で創業された企業。

¹⁰ 『日本経済新聞』（2021.12.21）等。また、TSMCは、日本での半導体ファウンドリ設立に関する2021年11月9日付けプレスリリース（少数株主として参画するソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社と連名）において、日本政府からの強力な支援を前提に検討していると記している。

¹¹ 経済安全保障推進会議（第1回）（2021.11.19）資料3「経済安全保障の推進に向けて」3～4頁

(3) コロナ禍における中小企業支援

法人企業統計調査（四半期別調査）によれば、コロナ禍において、中小企業¹²の業績は2020年上半期に大きく落ち込んだが（2020年第2四半期の売上高は前年同期比▲17.6%、経常利益は前年同期比▲79.6%）、以後、業績は徐々に持ち直している。ただし、直近のデータである2021年第3四半期の売上高は、2019年同期の売上高の92.3%の水準であり、コロナ前までには回復していない。

一方、東京商工リサーチの調査によれば、2021年の企業倒産件数は、6,030件（前年比▲22.4%）となり、57年ぶりの低水準となった¹³。休廃業・解散件数についても、2020年は調査開始来最多の49,698件であったが、2021年は44,377件（前年比▲10.7%）と減少している¹⁴。このことについて、同社は、コロナ関連支援が継続され、資金繰り緩和効果の持続から倒産減少につながったと評価しつつ、コロナ禍で借入金が増えた企業の財務分析では、借入金の月商倍率が増加する傾向などが見られ、業績回復が遅れた企業の新たな資金調達と過剰債務に注意が必要と指摘している¹⁵。

政府による中小企業への支援策としては、主に①事業継続のための給付金等の支給（持続化給付金、家賃支援給付金、一次支援金、月次支援金等）、②資金繰り支援（政府系金融機関の実質無利子・無担保融資、信用保証協会のセーフティネット保証等、民間金融機関の実質無利子・無担保融資等）、③事業の強靱化・再構築支援（事業再構築補助金、持続化・ものづくり・IT導入補助金等）の観点で実施されてきた。令和3年度補正予算では、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（2021年11月19日閣議決定）に基づき、依然として厳しい業況にある中小企業・小規模事業者等への支援として事業復活支援金（2兆8,031.7億円）を措置したほか、政府系金融機関による実質無利子・無担保融資を2022年3月末まで延長することとしている。一方で、事業再構築補助金（6,123億円）については、新たに売上高減少要件を撤廃したグリーン成長枠を設け、前向きな取組を促進するほか、資金繰り支援として、新型コロナウイルス感染症の影響により一時的に財務状況が悪化し、企業再建等に取り組む企業等に対して、日本政策金融公庫が長期間元本返済のない資本金ローンを供給するための予算（1,403億円）も計上している。

また、コロナ禍による過剰債務問題¹⁶に対しては、上記経済対策において、①中小企業の私的整理等のガイドラインを策定し、2022年度から運用を開始する、②倒産時の個人破産を回避するため、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促す措置を検討する、③事業再構築のための私的整理円滑化のための法制整備の検討を進めるなどの

¹² 法人企業統計調査（四半期別調査）は資本金1,000万円以上の営利法人等を対象としており、ここでは資本金1,000万円以上1億円未満を中小企業として扱う。引用データは金融業、保険業以外の全業種のもの。

¹³ 東京商工リサーチ『倒産月報（2021年12月度）』30頁。2021年の新型コロナウイルス感染症関連倒産は1,668件（前年比108.7%増）となり、前年から大幅に増加していることも指摘されている。

¹⁴ 東京商工リサーチ「休廃業・解散企業は前年から1割減の4.4万件、廃業前決算「黒字」が大幅減【2021年】」（2022.1.18）〈https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220118_01.html〉

¹⁵ 東京商工リサーチ「倒産減少、資金繰り支援で「判断先送り」企業の今後」（2022.1.21）〈https://www.tsr-net.co.jp/news/analysis/20220121_02.html〉

¹⁶ 過剰債務問題については、柿沼重志・加藤史憲・上谷田卓「中小企業の過剰債務問題と今後の政策の方向性～コロナ禍で苦境にある中小企業の財務と事業再構築への課題～」『経済のプリズム』205号（2021.10.7）を参照。

方針が示されている。

(4) 賃上げ促進施策

ア 税制・補助金

成長と分配の好循環を実現するための鍵は賃上げとされており、令和4年度税制改正では、企業の賃上げを促進する税制措置の抜本強化（賃上げ促進税制）を行うこととしている。具体的には、①資本金1億円超の大企業については、継続雇用者の給与を前年度比で3%以上増加させた場合に給与増加額の15%を税額控除（さらに継続雇用者の給与4%以上かつ教育訓練費20%以上増加で最大30%の税額控除等）、②中小企業については、雇用者全体の給与を前年度比2.5%以上増加させた場合に給与増加額の30%を税額控除（加えて教育訓練費10%以上増加で最大40%の税額控除等）などである。これに対して、制度を利用できるのは、相当業績が良く、将来の売上げ増加期待も強いごく一握りの優良企業だけであり、企業間格差を拡大させるのではないかとの指摘¹⁷もある。

また、税額控除は黒字法人でないと利用できないが、補助金による賃上げ促進策も行われている。具体的には、令和3年度補正予算の事業再構築補助金（6,123億円）や中小企業生産性革命推進事業のうちものづくり補助金及び持続化補助金（2,001億円の内数）において、赤字など業績が厳しい中でも賃上げ等に取り組む事業者向けの特別枠を創設し、それぞれ補助率や上限額の引上げ等の優遇措置を行うものである。

イ 中小企業の賃上げ原資確保のための取引適正化の推進

原油を始めとするエネルギーコストや原材料価格の上昇が懸念される中、政府は、取引事業者全体のパートナーシップにより、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分が適切に転嫁でき、中小企業等が賃上げの原資を確保できる環境を整備するため、2021年12月27日に「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化会議」を開催し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を策定した。

同パッケージに基づき、公正取引委員会は、①法違反が多く認められる業種に対し自主点検を要請するなど業種別のきめ細かな対応、②取引実態についての緊急調査の実施、③下請法¹⁸上の「買ったたき」の解釈の明確化など、独占禁止法¹⁹・下請法上問題となる行為に対する法執行の強化を行うこととしている。また、中小企業庁は、①下請Gメン²⁰を倍増し、下請中小企業振興法に基づく振興基準に照らし、親事業者による価格転嫁の協議への対応状況を把握してその結果を公表すること、②パートナーシップ構築宣言²¹

¹⁷ 木内登英「賃上げ税制は大盤振る舞いに：企業間格差を拡大させないか」（2021年12月8日）〈<https://www.nri.com/jp/knowledge/blog/lst/2021/fis/kiuchi/1208>〉

¹⁸ 正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」である。

¹⁹ 正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。

²⁰ 下請Gメンは、中小企業庁の取引調査員であり、秘密保持を前提に下請等中小企業者を訪問調査し、その意見を国や業界が定めるルールづくりに反映するなど、適正取引に向けた取組を行っている。第204回国会で成立した「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」によりその調査に法的位置付けが付与された。

²¹ 「パートナーシップ構築宣言」は、2020年5月18日に開催された「第1回未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において創設された仕組みで、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築することを、企業の代表者の名前で宣言するもの。2022年1月25日現在で5,198社が宣言を行っている。

について、その実効性を強化するとともに、補助金の申請における加点措置の拡大を検討するなどの取組を行うこととしている。

3. 通商政策

(1) 地域経済連携協定をめぐる動き

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定は、2020年11月15日の第4回RCEP首脳会議において交渉国のうちインドを除く15か国が協定に署名し、2021年11月2日に協定の発効要件が満たされたため、2022年1月1日に発効した²²。本協定により、東アジア地域に構築されたサプライチェーンをカバーする経済連携協定が実現し、工業製品についても多くの関税が撤廃されるため、これを活用した輸出促進や競争力の強化が期待される。

RCEPより関税自由化率が高く、より厳格かつハイレベルな内容の環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定（TPP11）については、11か国が署名し、2018年12月30日に6か国で発効した²³。その後、2021年2月1日に英国が協定発効後初の加入申請を行い、9月16日に中国、9月22日に台湾が、12月17日にエクアドル²⁴がそれぞれ加入申請を行った。新規加入には全締約国の合意が必要であり、英国については6月2日のTPP委員会において加入交渉開始を決定しているが、中国、台湾、エクアドルは現時点で交渉開始について未定であり、今後の対応が注目される。

(2) ビジネスと人権

2011年の国連人権理事会において「ビジネスと人権に関する指導原則」が全会一致で支持された。同原則は、ビジネスと人権の関係について、企業活動が人権に与える影響に係る「国家の義務」及び「企業の責任」を明確にすると同時に、企業に対しては、人権デュー・ディリジェンス²⁵の実施等を求めている。我が国では、2020年10月、関係府省庁連絡会議において「「ビジネスと人権」に関する行動計画」が策定されたが、欧米各国では更

に人権デュー・ディリジェンスの義務化や輸出入規制を行う動きが見られ、日本企業にも影響があり得る状況となっている²⁶。

2021年10月22日に開催されたG7貿易大臣会合において附属文書「強制労働に関するG7貿易大臣声明」が採択された²⁷。同声明は、グローバル・サプライチェーンにおける強制

²² 2022年1月1日に発効したのは日本、ブルネイ、カンボジア、ラオス、シンガポール、タイ、ベトナム、オーストラリア、中国、ニュージーランドの10か国である。韓国は2021年12月3日、マレーシアは2022年1月17日に寄託を終え、それぞれ60日後に発効する。本稿執筆時点（2022年1月26日。以下同じ。）で批准手続を終えていないのはインドネシア、ミャンマー、フィリピンである。

²³ 2018年12月30日に発効した6か国は日本、メキシコ、シンガポール、ニュージーランド、カナダ、オーストラリア。その後、ベトナム、ペルーについても発効しており、本稿執筆時点で発効していない加盟国はマレーシア、ブルネイ、チリである。

²⁴ 『日本経済新聞』（2021.12.29）

²⁵ 人権への悪影響を特定し、予防し、軽減し、対処し、情報発信を継続的に実施するプロセス

²⁶ JETRO地域・分析レポート「欧州で進む人権デュー・ディリジェンスの法制化と企業の取り組み」（2021.11.16）〈<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/b369e53aa804d97f.html>〉、JETRO地域・分析レポート「米国規制の潮流と日本企業の留意点」（2021.12.22）〈<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/a46b35501f9b5c07.html>〉

²⁷ JETROビジネス短信「G7貿易相会合が開催、強制労働、デジタル貿易に関する附属文書を採択」（2021.10.）

労働の防止・確認・撲滅において貿易政策が重要なツールの一つとなることや、グローバル・サプライチェーンの透明性及びビジネスと人権についての原則を実施する上での政府の役割の重要性を認識するなどとしている。米国では、12月23日、中国新疆ウイグル自治区が関与する製品の輸入を原則禁止する法案にバイデン大統領が署名した²⁸。萩生田経済産業大臣は、12月24日の記者会見において「日本企業の正当な経済活動が確保されるように、個別の状況に応じて適切に対応していきたい」旨述べている。このようにグローバル・サプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスの重要性が高まる中、経済産業省は、令和3年度補正予算に「信頼あるグローバル・バリューチェーン構築に向けた日本企業のサステナビリティ対応促進のための海外実証・国際枠組み構築等事業」（8億円）を計上し、人権等に関する国際協調の在り方を提案するために必要な調査研究を行うとともに、海外実証や専門人材育成のためにILO（国際労働機関）に拠出を行うこととしている。

（3）貿易保険法の改正

貿易保険は、企業の輸出、投資、融資等の対外取引について生じるリスクのうち民間の保険では救済できないものを対象とする保険である。2001年までは国が貿易保険事業を行っていたが、その後独立行政法人に移管され、現在は株式会社日本貿易保険（以下「NEXI」という。）が事業を行っている。

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により我が国企業の対外取引においても深刻な影響が生じている中、貿易保険の一部の保険種について、保険金支払の対象となる事故事由や費用が限定的となっているため、新型コロナウイルス感染症の影響により生じた損失について保険金が支払われなかった事例が確認された。また、サプライチェーンの複層化や国際分業の進展など、企業の対外取引を取り巻く環境は急激に変化している。こうした問題に対処するため、①追加的な費用を補填する保険の事故事由を、感染症を含む非常リスクにも拡大すること、②企業が行う直接投資や前払輸入のみならず、再投資等（間接投資）や仲介貿易における前払取引についても保険の対象とすること、③我が国企業の海外進出を更に支援するため、NEXIの業務に国際金融機関への出資を追加することによりNEXIと国際金融機関との連携を強化するなどの対応が求められたこと²⁹などを受けて、第204回国会に「貿易保険法の一部を改正する法律案」が内閣提出予定とされた。

しかしながら、2021年3月4日、経済産業省は、NEXIにおいて貿易保険法上認められていない債券の保有及び保険料の誤徴収という不適切事案が確認されたことを踏まえ、同社の業務実施体制の強化を優先するため、同法律案の国会提出を見送ると発表した³⁰。

その後の対応として、2021年4月9日、NEXIは不適切事案の調査結果や再発防止策

26) <<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/10/6158b5e9eb19f1ad.html>>

²⁸ JETROビジネス短信「バイデン米大統領、新疆ウイグル自治区の禁輸法案に署名、ガイダンス策定へ」（2021.12.24）<<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/12/cec7b3e45e431e64.html>>

²⁹ 「貿易保険の在り方に関する懇談会報告書」（2020.11.19）<https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/trade_insurance/20201119_report.html>

³⁰ 経済産業省「日本貿易保険における不適切事案に関する今後の対応について」（2021.3.4）<<https://www.meti.go.jp/press/2020/03/20210304006/20210304006.html>>

等について経済産業省に報告し³¹、同省は厳重注意と再発防止策の実施指示を行っている³²。また、「貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）」において、対外取引をめぐる更なる状況変化を踏まえた貿易保険制度の充実策と併せ、経済産業省によるNEXIの監理の在り方についても検討が行われた。7月に公表された同懇談会報告書³³では、NEXIと監督官庁である経済産業省のやり取りが必ずしも文書に基づかずに行われ、情報共有に問題があったことが確認されたことなどから、重大な事案が発生した場合の報告が適切な形で行われるよう監督指針を定めることが適当とされ、経済産業省は11月に「株式会社日本貿易保険向けの監督指針」を策定した。その上で、第208回国会において改めて同法律案が内閣提出予定とされている。

4. エネルギー政策

（1）第6次エネルギー基本計画の策定

ア 計画の概要

2021年10月22日、第6次エネルギー基本計画（以下「新基本計画」という。）が閣議決定された。エネルギー基本計画は、2002年に制定されたエネルギー政策基本法に基づき、エネルギー政策の基本的な方向性を示すために政府が策定するものであり、少なくとも3年ごとに検討を加え、必要があると認めるときには変更しなければならない。

新基本計画は、①2050年カーボンニュートラルや2030年度46%削減の実現に向けてエネルギー政策の道筋を示すこと、②気候変動対策を進めながら、日本のエネルギー需給構造が抱える課題の克服に向け、安全性の確保を大前提に安定供給の確保やエネルギーコストの低減に向けた取組を示すことの二つを重要なテーマとして策定された。

2050年カーボンニュートラル実現に向けた課題と対応については、電力部門では、再エネや原子力などの実用段階にある脱炭素電源を活用し着実に脱炭素化を進めるとともに、水素・アンモニア発電やCCUS³⁴・カーボンリサイクルを前提とした火力発電などのイノベーションを追求していくこととされている。非電力部門においては、脱炭素化された電力による電化を進め、電化が困難な部門（高温の熱需要等）では、水素や合成メタン、合成燃料の活用などにより脱炭素化を進める。特に、産業部門においては、水素還元製鉄や人工光合成などのイノベーションが不可欠であるとされ、脱炭素イノベーションを日本の産業競争力強化につなげるため、グリーンイノベーション基金³⁵などを活用し、総力を挙げて取り組むこととされている。

³¹ 株式会社日本貿易保険「「当社における不適切な債券運用」及び「保険料の誤徴収問題」について」（2021.4.9）〈<https://www.nexi.go.jp/topics/newsrelease/2021040899.html>〉

³² 経済産業省「貿易保険法違反への対応について」（2021.4.9）〈<https://www.meti.go.jp/press/2021/04/20210409005/20210409005.html>〉

³³ 「貿易保険の在り方に関する懇談会（第2期）報告書」（2021.7.30）〈https://www.meti.go.jp/shingikai/external_economy/trade_insurance/20210730_report.html〉

³⁴ CCUSは「Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage」の略で、二酸化炭素回収・有効利用・貯留を意味する。

³⁵ 令和2年度第三次補正予算において措置。グリーン成長戦略で実行計画が示された14の重点分野において、官民で野心的かつ具体的な目標を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、NEDOに造成した2兆円の基金から、最長10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援するもの。

また、特に、再エネについては、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこと、原子力については、国民からの信頼確保に努め、安全性の確保を大前提に、必要な規模を持続的に活用していくこととされている。

その上で、2050年を見据えた2030年に向けた政策対応が示されている。基本方針として、安全性（Safety）を前提とした上で、エネルギーの安定供給（Energy Security）を第一とし、経済効率性（Economic Efficiency）の向上による低コストでのエネルギー供給を実現し、同時に、環境への適合（Environment）を図るS+3Eの実現のため、最大限の取組を行うことを確認し、需要サイドの取組としては、①徹底した省エネの更なる追求を行うこと、②需要サイドにおけるエネルギー転換を後押しするため省エネ法³⁶改正を視野に入れた制度的対応を検討すること、③蓄電池等の分散型エネルギーリソースの有効活用など二次エネルギー構造の高度化を図ることとする。また、供給サイドの取組としては、再エネの主力電源化の徹底、原発事故への真摯な反省を踏まえた原子力発電所の再稼働の推進、火力発電における安定供給を大前提とした発電比率の引下げ及び脱炭素型発電（アンモニア・水素等の脱炭素燃料の混焼やCCUS・カーボンリサイクル等）への置き換えの促進等を進めることとしている。

イ 2030年度のエネルギー需給見通し

新基本計画には、新たな2030年度のエネルギー需給見通しが示されている（図表4）。直近の「長期エネルギー需給見通し」（以下「2015年見通し」という。）は、第4次エネルギー基本計画（2014年4月11日閣議決定）を受けて2015年7月に経済産業省が策定したものであり、第5次エネルギー基本計画（2018年7月3日閣議決定）は、2015年見通しの実現を目指すとしていた。今回の見通しは、2030年度の新たな温室効果ガス削減目標を踏まえ、徹底した省エネルギーや非化石エネルギーの拡大を進める上での需給両面における様々な課題の克服を野心的に想定した場合に、どのようなエネルギー需給の見通しとなるかを示したものとされる。

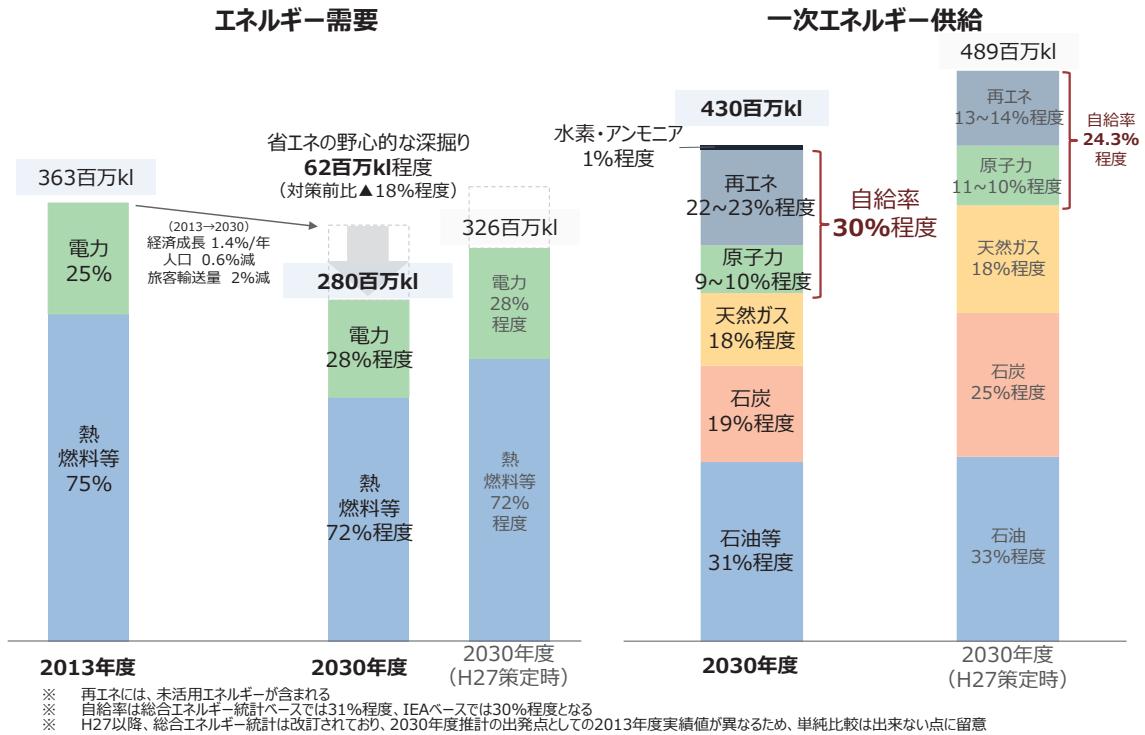
エネルギー需要については、経済成長率や人口推計等を踏まえ、追加的な省エネ対策を実施する前の需要を推計した上で、技術的にも可能で現実的な省エネ対策として考えられ得る限りのものを実施することで6,200万k1（原油換算量、以下同じ。）削減し（2015年見通しと比較して省エネ1,200万k1の深掘り）、280百万k1程度とする。エネルギー需要を満たす一次エネルギー供給は430百万k1程度を見込んでいる。

一方、電力については、省エネの野心的な深掘りにより電力需要を2015年見通しより1割以上減の8,640億kWh程度とする一方、電源構成は、再エネ36～38%程度、水素・アンモニア1%程度、原子力20～22%程度、LNG20%程度、石炭19%程度、石油等2%程度とされた。非化石電源比率は、2015年見通しの44%程度から59%程度に、再エネは22～24%程度から36～38%程度に拡大し、一方で原子力は20～22%程度で据え置かれた。また、水素・アンモニアが初めて見通しに示された。

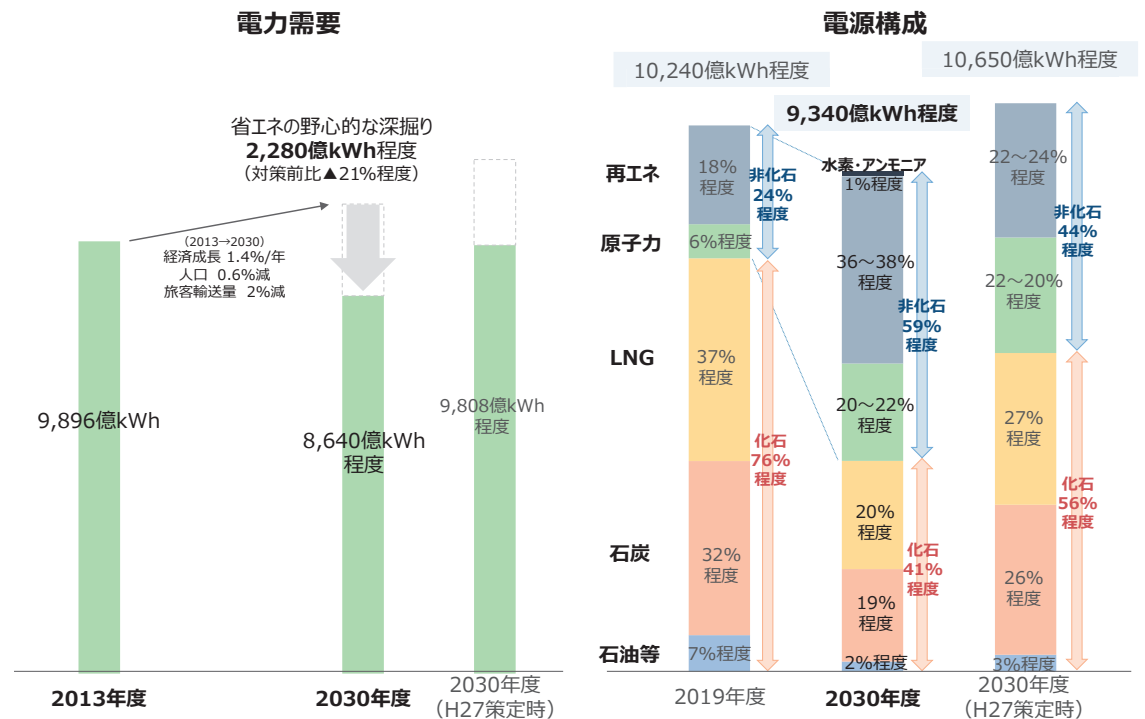
³⁶ 正式名称は「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」である。

図表4 2030年度のエネルギー需給見通しの概要

①エネルギー需要・一次エネルギー供給



②電力需要・電源構成



(出所) 資源エネルギー庁「2030年度におけるエネルギー需給の見通し (関連資料)」(2021年10月)

これに対して、①脱炭素により急速な電化が求められる中で総発電電力量を1割以上減とし、高い再エネ・原子力比率を見積もるのは、2030年度46%削減につじつまを合わせたものであり実現困難である、②火力発電比率の見通しを大幅に低下させることは電力の安定供給に支障を来しかねない、③再エネ比率が欧米の目標に比して低く、再エネを最大限・最優先で導入するための制度改革が十分でない、④省エネの手段が省エネ法の規制によるのでは実効性に疑問があるなどの指摘がなされている³⁷。

(2) 新基本計画を踏まえた制度整備

第208回国会において内閣提出予定とされている「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律案」は、新基本計画を踏まえて、需要構造の転換、供給構造の転換、安定的なエネルギー供給の確保のための制度整備を行おうとするものである。項目ごとに概観する。

ア 需要構造の転換

需要構造の転換としては、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会「省エネルギー小委員会」を中心に省エネ法の改正が検討されている³⁸。

我が国は、石油危機を契機として1979年に制定された省エネ法に基づき、エネルギー多消費事業者（特定事業者等）に対する省エネルギー対策の取組状況の報告義務等を通じ、省エネルギーを促している。また、エネルギー消費機器等を対象とするトップランナー制度により、製造事業者等に対して、出荷する機器等のエネルギー消費効率の向上を求めている。

一方、現行の省エネ法は、国内での化石エネルギーの使用を合理化・効率化することを目的としており、太陽光由来等の電気や、バイオマス、水素・アンモニア等の非化石エネルギーの使用は合理化の対象外となっている。他方、例えば水素・アンモニアは当面、海外から調達することとなるため、これらを含む非化石エネルギーの使用も合理化することで、2050年カーボンニュートラルの実現だけでなく、エネルギーの安定供給の確保や経済性の向上にもつながる。このため、現行省エネ法の「エネルギー」の定義を見直し、非化石エネルギーを含む全てのエネルギーの使用を合理化の対象とし、総合的なエネルギー消費効率の向上を目指すことや、事業者の非化石エネルギーへの転換を促進するため、特定事業者等に対し、非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画及び非化石エネルギー利用状況等の定期報告の提出を求めることなどが検討されている。

加えて、近年、太陽光発電等の変動型再生可能エネルギーの拡大により、一部地域では再エネ電気の出力制御が実施されるなど、再エネの余剰電力が生じることがあるが、

³⁷ 橋川武郎「実現困難な高い再エネ・原発比率総発電量「減少」でつじつま合わせ」『週刊エコノミスト』（2021. 8. 24）、高橋洋「第6次エネルギー基本計画（案）の評価点と問題点」（2021. 9. 22）〈<https://www.renewable-ei.org/activities/column/REupdate/20210922.php>〉、西田裕子「この手段で省エネ目標が達成できるのか？」（2021. 10. 1）〈<https://www.renewable-ei.org/activities/column/REupdate/20211001.php>〉

³⁸ 以下の説明は、主に新基本計画及び第36回省エネルギー小委員会（2021. 12. 24）配付資料「今後の省エネ法について」に基づく。

このタイミングに需要をシフト（上げDR³⁹）することは、需給一体で見たときにエネルギーの使用の合理化につながる。また、猛暑や厳冬、発電設備の計画外停止等が起因となる需給逼迫時等においては、節電要請等の需要の削減（下げDR）が有効な対策の一つとなる。他方、現行省エネ法では、夏冬の昼間の電気需要平準化を一律に需要家に求めており、需給状況に応じて柔軟に需要を創出・削減する枠組みとはなっていない。よって、「電気需要平準化」を「電気需要最適化」に見直し、電気事業者に対し、電気需要最適化に資するための措置に関する計画の作成等を求めることなどが検討されている。

イ 供給構造の転換

供給構造の転換としては、総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会を中心に、エネルギー供給構造高度化法⁴⁰、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法、鉱業法の改正が検討されている⁴¹。その主な内容は、①再エネの導入促進のため、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（以下「JOGMEC」という。）の業務に、洋上風力発電のための地質構造調査等を追加し⁴²、JOGMECの出資業務の対象に、海外の大規模地熱発電等の探索事業を追加する、②水素・アンモニア等の脱炭素燃料の利用促進のため、位置付けが不明瞭であった水素・アンモニア等をエネルギー供給構造高度化法上の非化石エネルギー源として位置付け、その利用を促進する、③産業活動から排出されるCO₂を回収して貯留するCCS⁴³を促進するため、JOGMECの出資債務保証業務等の対象にCCS事業及びそのための地層探査を追加し、火力発電であってもCCSを備えたもの（CCS付き火力）はエネルギー供給構造高度化法上に位置付け、その利用を促進する、④レアアースやレアメタル等の権益確保のため、レアアースを鉱業法上の鉱業権の付与対象に追加し、経済産業大臣の許可がなければ採掘等ができないこととするほか、JOGMECの出資・債務保証業務の対象に、国内におけるレアメタル等の選鉱・製錬を追加することなどが検討されている。

ウ 安定的なエネルギー供給の確保

安定的なエネルギー供給の確保としては、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会「電力・ガス基本政策小委員会」を中心に、電気事業法の改正が検討されている⁴⁴。

電力システム改革は、電力広域的運営推進機関（以下「広域機関」という。）の設置

³⁹ DRは「Demand Response」の略。

⁴⁰ 正式名称は「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」である。

⁴¹ 以下の説明は、主に新基本計画及び第33回資源・燃料分科会（2021.12.24）配付資料3「新たなエネルギー基本計画を踏まえた資源・燃料政策の方向性について」に基づく。

⁴² 洋上風力発電については、大量導入に向け、初期段階から政府が関与し、より迅速・効率的に風況等の調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）を確立すべく検討が進められており、海域の地質構造調査等に強みのあるJOGMECがその機能の一部を担うことを想定したもの。日本版セントラル方式については、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー分科会／電力ガス事業分科会「再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会」を中心に検討されている。

⁴³ CCSは「Carbon dioxide Capture and Storage」の略で、二酸化炭素の回収・貯留を意味する。

⁴⁴ 以下の説明は、主に新基本計画及び第43回電力・ガス基本政策小委員会配付資料5-2「今後の電力システムの新たな課題について中間取りまとめ」に基づく。

(2015年4月)、電力小売全面自由化(2016年4月)、送配電部門の法的分離(2020年4月)の3段階にわたって進められてきた。そして、電力小売全面自由化以前は、地域独占と規制料金により費用回収が保証された旧一般電気事業者が、需要に合わせて必要となる発電設備(kW)や燃料(kWh)を計画的に確保していたが、自由化の進展と卸電力市場取引の増加に伴い、短期的な卸電力市場をベースとした競争の中で、採算性の悪化する電源の退出が進み、新規投資も停滞している。実際に、経年火力の休廃止が進んでいることに加え、直近の電力需給見通しでは安定供給に最低限必要とされる予備率の確保が不透明となるなど⁴⁵、供給力の低下に伴う安定供給へのリスクが顕在化している。こうした中で2030年度46%削減目標を実現するためには、持続可能な競争・市場環境を確保しつつ、太陽光や風力など変動型再生可能エネルギーの瞬時的・継続的な発電電力量の低下等にも対応可能な形で、安定供給に必要な供給力の確保に取り組む必要がある。

このため、①現状では発電所の廃止については事後届出制となっているところ、これを事前に把握・管理し、必要な供給力確保策を行うための時間を確保するため、事前届出制に改める、②経済産業大臣と広域機関が連携し、国全体の供給能力を管理する体制を強化する、③電力システムの柔軟性向上のため、脱炭素化された供給力・調整力として導入が期待される「大型蓄電池」を電気事業法上の発電事業に位置付け、参入・退出時の届出義務や、需給逼迫時の供給命令等、現行の発電事業者に対する規制を課し、系統への接続環境を整備することなどが検討されている。

(3) 産業保安規制の見直し

産業保安分野をめぐっては、近年、革新的なテクノロジーの進展、保安人材の不足・高齢化、電力・ガス供給構造の変化、災害の激甚化・頻発化、気候変動問題への対応の要請など、内外環境が大きく変化しているが、こうした中においても、限られたリソースをうまく配分し、我が国全体の産業保安を確保していく必要がある。

このため、今後の産業保安に係る規制体系の在り方について、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会を中心に検討が行われ、2021年12月21日に同分科会の最終とりまとめが公表された。それを踏まえ、第208回国会において「高圧ガス保安法等の一部を改正する法律案」が内閣提出予定とされている。主な改正項目を概観する。

ア スマート保安の推進

近年、産業保安に従事する人材について、熟練層の大量退職が見込まれる一方で、若年層の雇用が困難となっており、産業の基盤を担う産業保安の確保が危機的な状況にあるとも指摘されている。その一方で、IoT(モノのインターネット)、ビッグデータ、人工知能、ドローン等の革新的なテクノロジーの導入を通じ、安全性と効率性を追求しつつ、保安レベルを持続的に向上させるための取組(スマート保安、保安のテクノロジー

⁴⁵ 例えば、第44回電力・ガス基本政策小委員会(2022.1.25)配付資料4「2022年度の電力需給の見通し及び対策について」において示されている2022年度冬季の電力需給見通しをみると、発電所の補修点検時期の更なる調整等を既に行っているにもかかわらず、現時点において、東京エリア及び中部エリアで安定供給に必要な予備率3%を確保できない見通しとなっており、追加の供給力公募等の対策を行うことが検討されている。

化)が進められている。

このような状況を受けて、2020年6月には、官民のトップによる「スマート保安官民協議会」が開催され、スマート保安の推進に向け、官の側は、保安規制の見直しや技術開発等への支援・仕組みづくりを行うこと、民の側は、新技術の導入や技術開発への投資を行うことが基本的な方針として明確化された。

その上で、スマート保安を強力に推し進めるためには、事業者の投資意欲を喚起するような制度的措置が求められるが、その際、成熟化した従来の産業保安分野では、技術革新や事業者の取組等により総じて重大事故は減少する一方、現行の規制は、画一的で詳細な個別規制や膨大な許可・届出、検査等の義務を課すことを基本としており⁴⁶、多大な規制コストとなっていることが指摘された。

以上を踏まえ、高圧ガス分野、都市ガス分野及び電力分野において「テクノロジーを活用しつつ自立的に高度な保安を確保できる事業者」については、行政の適切な監査・監督の下に、事業者の保安力に応じた規制体系へ移行することとし、手続・検査の在り方をこれに見合った形に見直すこととされた。具体的には、要件を満たす事業者について新たな認定制度を導入し、認定された事業者に対しては、保安力に応じて、届出等の不要化や事業者自身による検査等を柔軟に措置することが検討されている。これにより、事業者の保安活動を、テクノロジーを活用しつつ自己リスク管理がなされた高度な領域に強力に押し上げていくことが期待される。

イ 小出力発電設備に係る規制の適正化

2012年に再エネ電力の固定価格買取制度が開始して以降、再エネ発電設備の導入数は急速に増加している。その中でも、太陽電池発電⁴⁷では導入数の約98%を、風力発電では導入数の約91%を「小出力発電設備」（太陽電池発電設備の場合は50kW未満、風力発電設備の場合は20kW未満の設備）が占める一方、これら太陽電池発電・風力発電の事故件数・事故率（出力当たり）は共に増加傾向にある。また、事業者数の増加や設置形態の多様化が進む中で、事業の運営体制、経営者及び現場の保安意識、保安確保の能力という面で必ずしも十分ではない事業者も存在する。

こうした中で、小出力発電設備については、従来、電氣的なリスクが小さいものとして「一般用電気工作物」として取り扱い、一部の規制は対象外とされてきたところ、小出力発電設備の保安を確保するため、行政が一定の基礎情報を収集・把握し、保安責任が所有者等にあるとの認識の下、所有者等における適正な保安確保に向けた取組を支援しつつ、保安業務を一定の保安能力のある者へ委託すること等を通じて保安水準を向上するスキームを導入することが適切とされた。このため、小出力発電設備のうち、太陽電池発電設備の場合は10kW以上50kW未満、風力発電設備の場合は20kW未満を新たな類型（「小規模事業用電気工作物」（仮称））に位置付け、技術基準適合維持義務を課し、使用

⁴⁶ 産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会報告書（2021.12.21）「産業保安分野における当面の制度化に向けた取組と今後の重要課題」によれば、許可・届出等の手続件数は、高圧ガス保安法関係で24万件/年、電気事業法関係で22万件/年、ガス事業法関係で1.4万件/年とされる。

⁴⁷ いわゆる「太陽光発電」とおおむね同義であるが、厳密には、電気事業法施行規則第48条第2項第1号の「太陽電池発電設備」を指す。

前自己確認制度や基礎情報届出制度を導入することが検討されている。

ウ 燃料電池自動車等に関する規制の一元化⁴⁸

燃料電池自動車等⁴⁹駆動用の燃料システム（容器・配管等）については、高圧ガス保安法と道路運送車両法の二法令の規制が適用されていることから、事業者とユーザーの双方に手続上の負担が存在し、燃料電池自動車等の普及の支障となっていることが指摘されている。よって、燃料電池自動車等に関して規制の一元化を図るため、道路運送車両法等によって安全を確保できる燃料電池自動車等については、新たに高圧ガス保安法の適用除外とする方向性が示されている。

エ その他の改正事項

電気、都市ガス、高圧ガスなど各分野で災害対応の取組は鋭意進められてきたところ、被災地域内外の連携に関しては、電気事業法には「災害時連携計画」に係る規定が存在するが、ガス事業法には存在せず、都市ガス分野では、国のガイドラインや一般社団法人日本ガス協会の「非常事態における応援要綱」に基づいて実施されてきた。このため、ガス事業法においても、一般ガス導管事業者に対して災害時連携計画を作成する義務を課し、災害時の具体的な連携内容についての規定や、経済産業大臣による計画変更勧告・計画実施勧告の規定を設けることが適切とされている。

また、風力発電は、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、主力電源化が期待されることから、電気事業法の工事計画について、風力発電設備に関する技術基準への適合性を確認する第三者認証機関による認証の審査と経済産業省の専門家会議による審査が重複していることから、審査の合理化を進めるべきとの要望が寄せられており、専門機関（「適合性確認機関」（仮称））を設けて技術基準の適合性を確認する仕組みを導入することが検討されている。

（たかの ともこ）

⁴⁸ 本項については有識者・産業界・地方自治体・関係省庁が参加する「燃料電池自動車等の規制の在り方検討会」において検討が行われ、2021年10月に最終報告書が公表されている。

⁴⁹ 燃料電池自動車を始めとした圧縮水素を燃料とする車両に加え、CNG自動車、LNG自動車。